

令和7年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1424号損害賠償請求事件(甲事件)、令和6年(ワ)第291号損害賠償請求事件(乙事件)、同第1255号損害賠償請求事件(丙事件)
口頭弁論終結日・令和7年7月24日

5

判 決

甲 事 件 原 告

(以下「原告X₁」という。)

原告X₁

10

乙 事 件 原 告

(以下「原告X₂」という。)

X₂

丙 事 件 原 告

(以下「原告X₃」という。)

X₃

15

丙 事 件 原 告

(以下「原告X₄」という。)

X₄

丙 事 件 原 告

(以下「原告X₅」という。)

X₅

20

丙 事 件 原 告

(以下「原告X₆」という。)

X₆

上記6名訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

25

東京都千代田区神田和泉町2番地20 スワンレイク神田和泉町901号

被

告

四 倉 勝 治

同訴訟代理人弁護士

鈴木 幸 善

主

文

- 1 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、1182万5000円及びこれに対する令和6年
3月28日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 5 2 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、294万8000円及びこれに対する令和6年4
月5日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、734万8000円及びこれに対する令和6年1
1月26日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、297万円及びこれに対する令和6年11月26
10 日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、61万6000円及びこれに対する令和6年11
月26日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、原告~~〇〇〇~~に対し、398万2000円及びこれに対する令和6年1
1月26日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 15 7 訴訟費用は被告の負担とする。
- 8 この判決は、第1項ないし第6項に限り、仮に執行することができる。ただ
し、被告が、第1項につき原告~~〇〇〇~~のために990万円、第2項につき原告~~〇〇〇~~
~~〇〇〇~~のために250万円、第3項につき原告~~〇〇〇~~のために600万円、第4項に
つき原告~~〇〇〇~~のために240万円、第5項につき原告~~〇〇〇~~のために50万円、
20 第6項につき原告~~〇〇〇~~のために320万円の担保を供するときは、それぞれの
仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項ないし第6項と同旨

25 第2 事案の概要

本件は、原告らが被告に対し、被告の勧誘により海外の投資案件につき投資

をしたが、実際にはこれらの案件がいずれも架空であり、投資金名目で金銭を詐取されたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、別紙投資一覧表記載の「損害額合計」欄記載の各損害金及びこれに対する訴状送達日の翌日（原告~~被告~~_{X₁}については令和6年3月28日、原告~~被告~~_{X₂}については同年4月5日、その余の原告らについては同年11月26日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

(1) 被告関係者

ア 被告は、発明株式会社（以下「**発明**」という。）の元代表取締役で、現在は同社の代表清算人である。発明は、東京都千代田区に本店を置く、ビジネス情報の提供等を目的とする株式会社であるが、令和6年4月に解散し、同年7月に清算終了がされた。（甲20、80、弁論の全趣旨）

イ 田宮雄一（以下「**田宮**」という。）は、東京都中央区に本店を置く、投資事業等を目的とする合同会社ゴールデンフェニックスの代表社員である。また、被告は、田宮とともに同社の業務執行役員を務めている。（甲26）

(2) 原告らの投資金の送金

原告らは、被告から勧誘を受けて、別紙投資一覧表記載の各案件（以下「**本件各案件**」という。）への投資金として、同表の「送金年月日」欄記載の日に「送金額」欄記載の金額を、発明ないし被告に対して支払った（以下、これらの支払金を併せて「**本件各支払金**」という。同表「証拠」欄記載の各証拠及び弁論の全趣旨）。

2 争点

(1) 被告による本件各支払金の詐取行為（違法行為）の有無

(2) 被告による原告~~被告~~_{X₁}に対する一部弁済の有無又は相殺の成否

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (違法行為の有無) について

(原告らの主張)

本件各案件は、いずれも対象となる投資事業が存在しない架空の案件である。それにもかかわらず、被告は、原告らに対し、対象となる投資事業が存在する旨の虚偽の説明を行い、原告らから本件各支払金を詐取したものであり、原告らに対する違法行為に当たる。

(被告の主張)

原告らの主張は、否認ないし争う。被告は、原告らに対し、被告の主催した勉強会で、資産形成に関する知識を説明したにとどまり、その素材として、田宮の実施する案件として本件各案件を取り上げたにとどまり、本件各案件の投資勧誘は行っていない。また、被告は、原告らに対し、資産形成に当たり、余剰資金をもって、自己責任で投資を行うよう説明しており、原告らの主張するような本件各支払金の詐取には当たらず、違法はない。

(2) 争点(2) (一部弁済等の有無) について

(被告の主張)

被告は、令和4年9月25日、原告~~〇〇~~_{X1}、~~〇〇~~_{X2}及び~~〇〇~~_{X3}に対し、同人らの設立した会社の廃業資金名目で100万円を送金して支払った（以下「本件送金」という。）。本件送金は、原告~~〇〇~~_{X1}の投資金に対する弁済に当たる。仮に弁済に当たらないとしても、本件送金は、原告~~〇〇~~_{X1}に対する貸付けであり、この貸金請求権をもって、原告の本訴請求債権とその対当額において相殺する。

(原告~~〇〇~~_{X1}の主張)

被告の主張は、否認ないし争う。本件送金は、会社の廃業資金として支払われたもので、原告~~〇〇~~_{X1}の投資金に対する弁済ではない。また、本件送金は原告~~〇〇~~_{X1}への貸付けではなく、被告の主張する相殺は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (違法行為の有無) について

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告が原告らに対して説明した本件各案件の概要等は、以下のとおりと認められる。

ア 本件各案件について

5 本件各案件は、その多くはフィリピンにおける投資事業で、そのうち被告のビジネスパートナーである田宮の実施する事業（別紙投資一覧表番号1ないし18）は、田宮がフィリピンの有力政治家と深いつながりを有しており、同国政府との関係が確保されているため実現できるものである（甲101、102、原告~~被告~~本人）。

10 イ 別紙投資一覧表番号1ないし9の投資案件

いずれも田宮の実施するフィリピンにおける事業を対象としたもので、豚（同表番号1）とは養豚事業、ライセンス（同表番号2及び3）とは金融関係のライセンスに関する事業、バランガイ（同表番号4）とは行政インフラに関する事業、魚（同表番号5）とは魚の販売事業、エビ（同表番号6）とはエビの養殖事業、砂（同表番号7）とは川砂の輸出事業、ニッケル（同表番号8）とはニッケルの採掘事業、銅（同表番号9）とは銅の採掘事業をそれぞれ対象とする投資案件である。

これらの投資案件は、同表番号1ないし6の各商品はおおむね投資の2年後に元本の4倍相当額の償還、同表番号7ないし9については1年後に元本の2倍相当額の償還を受けられるというものであった。

（以上につき、甲32〔9～10頁、16頁〕、35〔3頁〕、101、102、原告~~被告~~本人、原告~~被告~~本人）

ウ 別紙投資一覧表番号10ないし17の投資案件

25 いずれも田宮の実施するフィリピンにおける事業を対象としたもので、ゴールド（同表番号10ないし12）とは金の採掘事業、M&A（同表番号13及び14）とはM&A（オンラインカジノ及びロト（宝くじ）のラ

イセンスに基づくもの)に関する事業、慈善事業(同表15及び16)とはロト(宝くじ)に関する事業、救急医療(同番号17)とは救急車の営業に関する事業をそれぞれ対象とする投資案件である。

5 これらの投資案件は、当初は月利8%、一定期間経過後は月利5%相当額の配当がされ、数年後に元本が返金される、一部の案件については元本の返金時にボーナスが付与されるというものであった。

(以上につき、甲28[11頁]、29[3~4頁]、30[9頁]、31[3頁、21頁]、32[32~34頁、37頁、40~42頁]、34[1~2頁]、35[4頁、11~15頁、19~20頁、23頁]、
10 36[5頁、11~12頁]、101、102、原告~~〇〇~~本人、原告~~〇〇~~本人、原告~~〇〇~~本人、原告~~〇〇~~本人)
X₁ X₂

エ 別紙投資一覧表番号18及び19の投資案件

いずれも被告から未公開株を購入するという内容の投資案件であり、これにより年利15ないし20%相当の配当がされるというものであった
15 (甲28[13頁]、29[4頁]、32[45頁]、35[29頁]、36[18~19頁]、原告~~〇〇~~本人)。
X₃

オ 別紙投資一覧表番号20ないし25の投資案件

いずれも被告が実施するフィリピンから日本への輸出業を対象とする投資案件であり、4か月後に元本及び10%相当額の利益が償還されるというものであった(甲14の4、32[43~44頁]、34[1頁]、35[35頁])
20

(2) 前記(1)の認定事実によれば、本件各案件について、次のとおり指摘できる。

ア 本件各案件の配当利回りは、別紙投資一覧表番号1ないし9(前記(1)イ)が年利100%、同表番号10ないし17(前記(1)ウ)が年利60ないし9
25 6%、同表番号18及び19(前記(1)エ)が年利15ないし20%、同表番号1ないし25が年利30%というもので、一般的な金融商品の利回りと比

5 較しても極めて高い利率である。そして、証拠（乙23、分離前相被告大宮
本人）によれば、被告は、広島地区を含め、全国各地で多数の投資家に本件
各案件の投資を積極的に勧誘していたと認められ、原告ら6名に限っても総
額3370万円もの投資金の支払（本件各支払金）を受けており、本件各案
件について集めた投資金は億単位に上ることは明らかで、投資案件としては
10 かなりの規模になるといえる。他方で、本件各案件は、それぞれの投資対象
事業の内容に照らせば、収益可能性が乏しいものといわざるを得ず、上記説
示した高い利回りによる配当を継続的に実現するのは不可能又は著しく困難
というほかないのであって、このことは、本件各投資案件が架空のものである
ことを強く推認させるものである。

そして、本件各案件については、勧誘に際して作成された投資事業の説明
文書（甲14の4、丙3、13）はあるものの、その投資対象事業が実在す
ることを認めるに足りる証拠は提出されていない。また、原告らが支払った
投資金（本件各支払金）が投資事業のために用いられたことを示す送金記録
15 や、その使途の裏付け証拠は何ら提出されていないこと、被告から被告本人
尋問の申出もされず、被告が投資事業の実在について何ら明らかにしていな
いことも併せ考えれば、本件各案件は、対象となる投資事業が実在しない、
架空の投資案件であったと認められ、このことを被告も認識しながら、原告
らに対して投資を勧誘して、本件各支払金の支払を受けたものと推認される。

20 (3) これに対し、被告は、原告らに対し、資産形成に関する知識を説明したに
とどまり、本件各案件の投資勧誘は行っていない等と主張する。しかし、前
記(1)で掲げた各証拠によれば、被告は、原告らに対し、自ら勉強会を主催し
て本件各案件の内容や利回り等を説明していたと認められる上、原告らに対
し、田宮ではなく、発明ないし被告に対して本件各支払金の支払をさせたり
25 （前提事実(2)）、原告らに対する配当の支払も行ったりしており（乙23、
分離前被告大宮本人）、これらの事実を照らせば、被告は、原告らに対し、

資産形成に関する知識の説明をしたにとどまらず、むしろ積極的に本件各案件の投資勧誘を行っていることは明らかである。

また、被告は、原告らに対して余剰資金をもって自己責任で投資を行うこと等を説明したとも主張するが、このことを的確に裏付ける証拠はない。

5 その他、被告の主張するところを踏まえても、前記(2)の推認を覆すに足りるものではない。

(4) 以上によれば、被告は、本件各案件について、対象となる投資事業が実在しないことを認識しながら、原告らに対して投資勧誘を行い、本件各支払金の支払をさせたものであり、本件各案件への投資金名目で本件各支払金を詐
10 取したものと認められ、このことは原告に対する不法行為に当たると認められる。

2 争点(2) (弁済の有無) について

(1) 証拠 (丙5ないし7、原告~~〇〇〇〇~~本人) 及び弁論の全趣旨によれば、発明が原告、~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇〇〇~~に対し、令和4年9月25日、被告の勧めにより
15 同人らが本件各案件の配当金に係る税金を節税する目的で設立した会社について、その廃業費用として100万円を送金したこと (本件送金) が認められる。

(2) 前記(1)の事実によれば、本件送金は、原告、~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇〇〇~~の設立した会社の廃業費用として支払われたもので、本件各案件への投資と関連して支払われたものではなく、原告~~〇〇〇〇~~の本件各案件への投資損失への弁済に
20 当たるとは認められない。

また、証拠 (丙6) によれば、本件送金の際に作成された誓約書には、口外禁止条項が設けられ、同条項に反した場合には本件送金の全額を返金する旨の条項も設けられたことが認められ、全額の返金を要する場面が限定されていることからすれば、本件送金は返還約束がされたものとは認められない。
25 そうすると、被告の主張する相殺は、自働債権である貸金債権が存在すると

は認められない。

(3) したがって、被告の主張する弁済及び相殺は、いずれも理由がない。

第4 結論

5 以上によれば、原告らの本訴請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判官

片山 健
片 山 健

10

これは正本である。

令和7年9月25日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 藤井 和 英

